

MHM Asian Legal Insights

第 149 号（2023 年 3 月号）

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
（編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志）

今月のトピック

1. シンガポール : [シンガポールにおけるクリプト関連規制の最新動向](#)
2. インド : [近時の競争法に関する動向－競争法の改正案と Big Tech に対する規制](#)
3. ベトナム : [FIT 制度要件が未達成の太陽光発電・風力発電の買取価格上限に関する決定](#)
4. タイ : [タイ消費者保護法上の広告規制の見直し](#)
5. ミャンマー : [商標法の施行に向けた動き～2023 年 3 月のアップデート](#)

今月のコラム [－シンガポールの「空」分補給スポットー](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 149 号（2023 年 3 月号）を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものととなります。

1. シンガポール：シンガポールにおけるクリプト関連規制の最新動向

金融取引におけるブロックチェーン・DLT（分散型台帳技術）等の技術活用・発展・浸透とともに、世界各国において、クリプト（暗号資産・仮想通貨）に関する法規制も整備・強化されています。本稿では、デジタル資産のエコシステム構築を国家戦略として掲げるシンガポールのクリプト関連規制の最新動向についてご紹介します。

(1) 決済サービス法（Payment Services Act 2019）の改正

シンガポール通貨金融庁（Monetary Authority of Singapore : MAS）は、デジタル決済トークン（Digital Payment Token : DPT）サービスを含む、決済サービスについて、決済サービス法（Payment Services Act 2019 : PSA）により規制しています。

MHM Asian Legal Insights

現行の PSA の下では、①DPT の取扱い（売買）、又は②DPT の交換の促進（DPT の一元的な売買を可能にするプラットフォームの運営）のいずれかを事業として行う場合に、ライセンスを取得し、一定の義務を遵守することが求められます。

そして、金融活動作業部会（Financial Action Task Force : FATF）による国際基準の強化を踏まえた PSA の改正が、2021 年 1 月 4 日に可決されました（現時点では未施行であるものの、近日中の施行が想定されます。）。

今回の PSA の改正においては、規制対象となる DPT サービスの範囲が拡大される点が注目されます。具体的には、主に以下の 3 種類のサービスが新たに規制対象に含まれることとなります。

- (a) トランスファー・サービス（特定の DPT 口座から別の DPT 口座への DPT 送信を手配するサービス）
- (b) カストディ・サービス（DPT 等の管理・保護や顧客の指示の実行等を行うサービス）
- (c) アクティブファシリテーション・サービス（DPT の売買を仲介・斡旋等するサービス）

これらのサービスをシンガポールにおいて提供する事業者は、改正 PSA が施行された場合、規制対象となる点に留意が必要となります。

シンガポールの一般消費者の間で、現在 DPT がそれほど活発に利用されているわけではありませんが、今後 DPT の普及が進むにつれて、より規制が厳格化する可能性があるため、関連サービスを提供する事業者は、今後も同法の動向を注視する必要があります。

(2) 金融サービス及び市場法（Financial Services and Markets Act 2022）

シンガポールにおける近時のクリプト関連の規制としては、まだ完全には発効されていないものの、金融サービス及び市場法（Financial Services and Markets Act 2022 : FSMA）にも留意する必要があります。

FSMA の下では、①個人若しくはパートナーシップにおいて、シンガポールに事業所を持ちつつ、シンガポール国外でデジタルトークン・サービス事業を提供する場合、又は②シンガポール法人において、シンガポール国外でデジタルトークン・サービス事業を提供する場合には、シンガポール国内でデジタルトークン・サービスを提供することが規制の対象となるため、当該サービスを提供する事業者は、ライセンスの取得等が必要となります。なお、FSMA におけるデジタルトークンには、DPT だけでなく、資本市場の商品（すなわち、株式、債券、デリバティブ等）のデジタル表現も含まれると定義されています。また、FSMA におけるデジタルトークン・サービスは、改正後の PSA の DPT サービスと同様のサービスをその適用範囲に含む形で定義され

MHM Asian Legal Insights

ています。

FSMA の施行後においては、シンガポールに事業所を有する者、又はシンガポール法人が、顧客の財産管理の一環として、シンガポール国外でデジタルトークン・サービスを提供する場合は、FSMA の規制対象となる可能性がある点に留意が必要となります。

(3) 今後の展望

シンガポールは、デジタル資産のエコシステムを構築・発展させることを国家戦略として掲げていますが、MAS のマネーシング・ディレクターである Ravi Menon 氏による 2022 年 8 月 29 日の講演によれば、主に以下の 5 つのリスクに対処するような規制アプローチが重要と考えていることが窺われます。

- (a) マネーロンダリング及びテロ資金調達のリスク対策
- (b) テクノロジー及びサイバー関連のリスク管理
- (c) 個人投資家への危害の防止
- (d) ステ이블コインの安定性の確保
- (e) 潜在的な金融安定性リスクの軽減

現時点において、MAS は、クリプト（暗号資産・仮想通貨）を貨幣として使用することには慎重な姿勢をとっており、特に個人投資家に対しては、その危険性を警告しています。もっとも、MAS は、十分な法規制の整備を前提として、ステ이블コイン（価値が他の資産（米ドル等の不換紙幣）と結びついたトークンであり、従来の紙幣の安定性・信頼性と、分散型台帳上での決済手段として利用できるトークンとしての利便性の両方を併せ持つものとして期待されています。）に大きな可能性を見出しています。

また、MAS は、2 つのリンクした資産をリアルタイムで交換することを可能とする分散型台帳上のホールセール型 CBDC が、現在では時間・コストのかかるクロスボーダー決済を根本的に変える可能性があるとして述べています。

以上がシンガポールにおけるクリプト関連規制の最新動向ですが、クリプトの利活用の活発化・普及に伴い、同規制も今後更に整備・強化されていくことが予想されます。技術革新のスピードと相まって、法規制の変更・拡充が頻繁に行われる領域であることは間違いのないため、今後、クリプト関連のビジネスをシンガポールで展開するにあっても、思わぬ落とし穴にはまることのないように、法規制の最新動向を常に注視する必要があります。

MHM Asian Legal Insights

(ご参考)

本レター第 134 号 (2022 年 2 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00063987/20220221-102537.pdf>

本レター第 145 号 (2022 年 12 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00066066/20221220-020538.pdf>

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467 (シンガポール)

✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 毛阪 大佑

☎ +65-6593-9464 (シンガポール)

✉ daisuke.mosaka@mhm-global.com

2. インド：近時の競争法に関する動向－競争法の改正案と Big Tech に対する規制

本稿では、インドにおける近時の競争法に関する動向を、競争法改正の観点と Big Tech に対する規制の観点からお伝えします。

まず、競争法改正の観点では、インド政府は、2022 年 8 月、インド競争法 (Competition Act, 2002) を改正する 2022 年インド競争法改正法案 (Competition (Amendment) Bill, 2022) をインド連邦議会の下院に提出しています。2022 年インド競争法改正法案による重要な改正点としては以下が挙げられます。なお、同法案は、現時点で法律として成立していません。

(1) 「企業結合」の判断基準としての取引価格基準の採用

インド競争法において、ある企業体の支配権、株式、議決権又は資産を取得する取引が同法上の「企業結合」(combination) の定義に該当する場合、インド競争委員会 (Competition Commission of India) に対して事前届出を行う必要があるところ、この「企業結合」に該当するか否かにつき、従前は、資産と売上高が基準とされてきました。これが、2022 年インド競争法改正法案によって、資産と売上高に加えて新たに取引価格も基準として採用されることとなりました。具体的には、取引価格が 200 億インドルピー (約 325 億円) を超え、取引の当事者のいずれかがインドで実質的にビジネスを遂行している場合、「企業結合」に該当し、インド競争委員会に対して事前届出を行う必要が生じることとなります。

MHM Asian Legal Insights

(2) 和解手続と確約手続の導入

2022 年インド競争法改正法案では、従前なかった新たな制度として、反競争的垂直協定のケースと支配的地位の濫用のケースにおける確約手続及び和解手続が導入されました。確約手続は、調査の開始から完了までの間の手続であり、他方、和解手続は、調査報告書が提出された後でインド競争委員会による最終決定が出るまでの間の手続とされており、EU における類似手続を参考にしているものと考えられます。もっとも、これらの手続が新規案件のみならず継続案件にも適用されるのか、どのように確約・和解に至るのか、和解金額の基準、責任を認めるに際しての要件が存在するのか等、それらの詳細は 2022 年インド競争法改正法案では明らかとされていません。施行規則による明確化を待つこととなります。

(3) リニエンシー・プラス

従前より、カルテルについては、リニエンシー制度が採用されており、多くのカルテル案件において、リニエンシー制度が利用されて案件の解決に資する結果となっていますが、2022 年インド競争法改正法案は、更にリニエンシー制度の強化を図りました。まず、調査手続の終結まで協力を継続していない場合や完全かつ真実である開示を積極的に行わなかった場合には、制裁金の減額が適用されないことが明示されました。また、自ら申告したカルテルに加え、別のカルテルについて自主的に申告を行った場合、当該別カルテルの自主的な申告を理由として当初自ら申告したカルテルに関する制裁金が減額されることが明らかとされました。

上記のとおり、インド競争法がより実効的かつ効率的になるような改正が進められているところ、近時、インド競争委員会は、とりわけ情報技術産業における巨大企業であるいわゆる Big Tech に対する規制を強めることでも、インド競争法の実効性を高めようとしています。

例としては、2022 年 10 月に、インド競争委員会が Google に対して出した 2 つの命令が挙げられます。

まず、同月 20 日に出された命令では、Google が企業向けのクラウドツールである Google Mobile Suite を義務的にあらかじめインストールさせることを携帯機器製造業者に契約上強いること、検索市場における Google の支配的地位やアンドロイド OS 用のアプリストア市場における支配的地位等を理由に、インド競争委員会からインド競争法違反を認定され、133 億 7,760 万インドルピー（約 217 億円）に上る制裁金が課されました。

また、同月 25 日に出された命令では、Google が、Google Play の請求システムの使用をアプリ開発者に強いていること、Google Play の請求システムを使用しない場合に差別的取扱いをすること、Google Play の請求システムの使用強制がペイメント・アグ

MHM Asian Legal Insights

レゲイターの市場へのアクセスも遮断していること等を理由に、インド競争委員会からインド競争法違反を認定され、93 億 6,440 万インドルピー（約 152 億円）に上る制裁金が課されました。

いずれも、Big Tech である Google の市場における支配的地位を牽制して市場の健全性を保とうとする意図が汲み取れます。

以上、近時のインドの競争法に関する動向としましては、インド競争委員会による、インド競争法の改正や Big Tech に対する規制強化等を通じた市場における競争の公平性維持の方向性を指摘することができます。当該方向性を更にどう押し進めていくのか、今後も引き続き当局の動きを注視していくことが必要です。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824（東京）

✉ yohei.koyama@mhm-global.com

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405（大阪）

✉ yoshinori.usui@mhm-global.com

3. ベトナム：FIT 制度要件が未達成の太陽光発電・風力発電の買取価格上限に関する決定

本レター第 144 号（2022 年 11 月号）でご紹介したとおり、ベトナムでは、2022 年 10 月、商工省（Ministry of Industry and Trade）により、太陽光発電及び風力発電の電力買取価格幅の決定方法に関する通達 No.15/2022/TT-BCT（「通達 15 号」）が公布され、商業運転開始期限（太陽光発電について 2020 年 12 月 31 日まで、風力発電について 2021 年 10 月 31 日まで）を達成できなかったために従来の FIT 制度の適用対象外とされた太陽光発電・風力発電プロジェクト（「対象プロジェクト」）について、それらに適用される電力買取価格の価格幅の考え方と当該価格幅の決定方法が示されました。

通達 15 号を受けて、今般、2023 年 1 月 7 日に、商工省により、対象プロジェクトに適用される電力買取価格の価格幅の上限を定める決定 No.21/QD-BCT（「決定 21 号」）が公布されました。決定 21 号によれば、対象プロジェクトに適用される電力買取価格の上限額は下表のとおりであり、今後、個別の対象プロジェクトについて電力買取価格が具体的に決定される際のベースとなります。

プロジェクトの種類	買取価格幅の上限額 (VND/kWh)	従来の FIT 制度下での 買取価格 (VND/kWh) (参考)
地上設置型太陽光発電所	1,184.90	1,644
浮体式太陽光発電所	1,508.27	1,783
陸上風力発電所	1,587.12	1,928
洋上風力発電所	1,815.95	2,223

MHM Asian Legal Insights

上表のとおり、決定 21 号において定められた電力買取価格の上限額は、従来の FIT 制度下における買取価格に比して相当程度の減額となっています。さらに、決定 21 号とほぼ同時期に商工省が発出した通達 No.01/2023/TT-BCT では、対象プロジェクトの電力供給契約ひな型から売電価格の計算方法に関する記述が削除されたことに伴い、米ドル建ての売電価格とすることを認める規定も削除されており、それとあいまって、決定 21 号の買取価格幅の上限額についても米ドル相当額に関する記述が見当たらなくなっています。また、個別の対象プロジェクトに適用される電力買取価格は、結局、個別案件ごとの今後のベトナム電力公社（EVN）との間の協議を経て決定されと考えられるため、対象プロジェクトの収益性の見極めについては、今後も個別案件ごとに注意深く展開を見守る必要があると言えます。

（ご参考）

本レター第 144 号（2022 年 11 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065903/20221121-113706.pdf>

弁護士 江口 拓哉

☎ +84-28-3622-2601（ホーチミン）

☎ 03-5223-7745（東京）

✉ takuya.eguchi@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +84-28-3622-1632（ホーチミン）

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 西尾 賢司

☎ +84-28-3622-2602（ホーチミン）

✉ kenji.nishio@mhm-global.com

弁護士 武川 丈士

☎ +84-24-3267-4101（ハノイ）

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 岸 寛樹

☎ +84-24-3267-4102（ハノイ）

✉ hiroki.kishi@mhm-global.com

弁護士 大西 敦子

☎ +84-24-3267-4107（ハノイ）

✉ atsuko.onishi@mhm-global.com

4. タイ：タイ消費者保護法上の広告規制の見直し

タイの消費者保護法（Consumers Protection Act B.E. 2522 (1979)：「消費者保護法」）は、主に広告、表示、契約内容、商品及び役務の安全性の 4 つの観点から規制を行っているところ、今般 Committee on Advertisement（「タイ広告委員会」）は、同法の広告規制に関する従前の告示を廃止し、新たな広告規制を導入するため、告示（Notification of the Committee on Advertisement Re: Guidelines on Use of Advertising Statements with Confirmation of Difficult-to-Prove Facts and Guideline on Proof of Facts Concerning Advertising Statements, B.E. 2565 (2022)：「本告示」）を制定しました。本告示は、2023 年 1 月 14 日より施行されています。

従前より消費者保護法は、消費者に対して不公正な印象を与える内容、又は社会に害を与える内容を含む広告を禁止しており（同法 22 条）、一定の要件を満たす場合、タイ広告委員会は、広告の使用禁止・制限する旨や、商品の使用方法・危険性に関する広告

MHM Asian Legal Insights

文を記載する旨の命令を行うことできるものとされています（同法 24 条）、具体的にどのような内容の広告が不適切なものかについて、明確な基準はありませんでした。

本告示において、広告の形式・内容についての規制が一定程度具体的に記載されており、例えば今後は以下のような事項に注意する必要があります。

(1) 言語

重要な情報についてはタイ語で表示し、特にデジタル広告においては、明確に読み取れ、又は聴き取れる速度及びリズムにすること。

(2) 文字の大きさ

印刷物については 2 ミリメートル以上のフォントを使用すること、音声を伴わない映像広告及び看板広告については、全ての文字が当該広告中の最大フォントの 3 分の 1 を下回らないようにすること。

(3) 重要情報の表示時間

重要な補足情報（サービスの利用条件等）がある場合には、当該情報を文章の形で、目立つ位置に少なくとも 5 秒以上表示すること。

(4) 色彩

文章の色彩は背景から目立つ色彩とすること。

(5) 保証

何らかの保証を付す場合には、保証人、保証期間、保証範囲、保証金請求の手続及び条件を明示すること。

(6) 広告対象の品質証明等に関する書類の備置き義務

広告対象の品質証明や、同種製品との比較結果、研究機関等の調査結果等を利用して広告をする際には、それらの事実を証明できるようにし、証拠となる書類を備え置き、監査可能なようにすること。

これらの規制は、広告業者だけでなく広告主体である事業者自身にも適用されるため、今後タイにおいて各種媒体による広告を用いて集客を行う場合には、上記の新たな規制

MHM Asian Legal Insights

に留意する必要があります。

特に事業者としては、タイ広告委員会から求められた場合には、広告した事項（商品やサービスの性状等）について証明責任を負うものとされており（同法 28 条）、本告示においても、上記(6)の義務の対象となる広告等については、タイ広告委員会から要求があれば、15 日以内に証拠書類を示さなければならないとされているため、今後のタイにおける広告実務として、広告内容の真実性の証明等についてより慎重な準備・検討が必要になるものと考えられます。

弁護士 秋本 誠司

☎ +66-2-009-5166（バンコク）

✉ seiji.akimoto@mhmm-global.com

弁護士 山本 健太

☎ +66-2-009-5099（バンコク）

✉ kenta.yamamoto@mhmm-global.com

弁護士 西村 良

☎ +66-2-009-5169（バンコク）

✉ makoto.nishimura@mhmm-global.com

5. ミャンマー：商標法の施行に向けた動き～2023 年 3 月のアップデート

ミャンマーにおける商標法（Trademark Law）の施行に向けた過去のアップデートについては本レター第 146 号（2023 年 1 月号）においてお伝えしたとおりです。その後、国家行政評議会による 2023 年 3 月 10 日付けの Notification 第 82/2023 号において、商標法の施行日が 2023 年 4 月 1 日となることが正式に公表されました。この公表に先立ち、同法の施行に向けて商業省（Ministry of Commerce：「MOC」）が 2023 年 3 月 9 日に開催した実務家向けのワークショップ（「本ワークショップ」）では、商標法に関する今後の運用について以下のとおりの説明が行われました。

- (a) 商標法の施行に先立ち、2023 年 3 月中に施行細則（Trademark Rules）を公表する予定。
- (b) 商標登録申請に際して必要な費用については、申請時に支払う申請料と、審査後の登録時に支払う登録料のそれぞれについて 150,000 ミャンマーチャット（約 9,650 円）とする方向で検討中。上記費用の支払に際しては所定の様式の書類提出が求められる予定で、外国企業による手続に際しては、同書類について公証・認証手続が必要となる見込み。
- (c) 商標法施行後、申請料の支払が完了している商標について審査を行い、商標登録を行う予定。審査の所要期間は 12 か月程度を見込んでいる。
- (d) 商標法の施行日より、申請料支払のための「第 2 ソフトオープン期間」を設ける予定。「第 2 ソフトオープン期間」では既存商標の先行申請の受付は行わず、先行

MHM Asian Legal Insights

申請済の商標に関する申請料の支払のみ受け付ける予定。なお、実務運用が正式に開始するタイミングは別途公表する。

従前は、2020 年 10 月以降のいわゆる「ソフトオープン」の期間中に先行申請を行った既存商標については、商標法の施行前に登録費用の支払まで完了していれば、施行日付での登録が確保できるとの説明が行われてきました。また、施行日より商標法の実務運用も開始されると解されてきました（施行日が「グランドオープン」となるとの説明でした。）。

しかし、本ワークショップで行われた MOC からの説明では、施行日の後に、「第 2 ソフトオープン」期間が設けられ、その後に「グランドオープン」が開始されるとのことです。そして、登録費用の支払はこの「第 2 ソフトオープン」の期間中に行わなければならない、先行申請済の商標の登録も、施行日付ではなく、「グランドオープン」開始日となるようです。

ミャンマー国内の政情の混乱により後ろ倒しとなっていた商標法の施行ですが、2021 年 2 月の政変により従前想定されていた運用から一定の変更が生じている可能性があります。既存商標については、先行申請を行った上で登録費用の支払まで完了しておく、という採るべき対応に変わりはありませんが、商標法がどのような形で今後運用されていくのかという点については引き続き MOC の動向をフォローしていく必要があります。

（ご参考）

本レター第 146 号（2023 年 1 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00066204/20230120-120615.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652（ヤンゴン）

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653（ヤンゴン）

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654（ヤンゴン）

☎ 03-6266-8566（東京）

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーシンガポールの「空」分補給スポットー

「鉄分補給」という言葉はご存知でしょうか？ほうれん草等を食べる…という意味が通常だと思われますが、鉄道趣味界隈の方々が趣味活動をするを「鉄分補給」と呼ぶこともあるようです。

私は「鉄分補給」はそれほど必要なタイプではないのですが、「空」分補給は常に必要なタイプ。「日本一航空機に詳しい弁護士」を自称しています（本当に日本一か確認したことはないですが、間違いなく十指には入ると自負しています。）。幸いシンガポールは空港が中心地のすぐ近く（車で 20～30 分程度）にあり空分補給が簡単なお国柄です。そこで、今回はシンガポールでの空分補給スポットをご紹介します。なお、記事の性格上、一般の方々にも比較的馴染みやすいものに絞ってご紹介していますが、本当にディープなスポットをお知りになりたい方がいましたら、個別にご連絡ください。

(1) JEWEL

日本でもかなり認知度が高くなっている空港直結のショッピングモールです。ターミナル 1（2023 年 3 月現在、日本との直行便は全てターミナル 1 を使用しています。）の到着フロアを出るともうその目の前には JEWEL。中心にある庭園と滝はあまりにも有名です。この滝は室内のものとしては世界最大級だそうです。

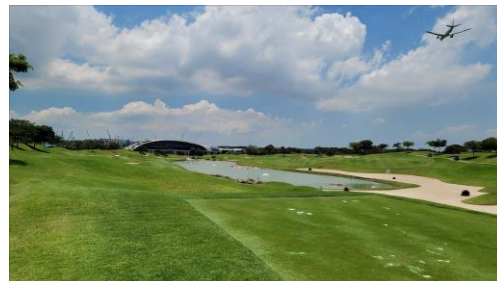


この JEWEL の素晴らしいところは、空港にそのままありがちな「味はそこそこなのに値段は高級」というレストランだけでなく、ローカルでも人気の店も入っているところです。ここに行けば出発の直前までシンガポールの本格的な味を楽しめます。

なお、JEWEL には直接飛行機が見える場所がないという弱点があるのですが、空港ターミナルの喧騒は十分に感じることができ、きちんと空分は補給できます。

(2) ラグーナ・ナショナル

空港の南側にあるゴルフコースです。2023 年の DP World ツアー（欧州男子ツアー）・シンガポール・クラシックの開催地でもある名門コースで、シンガポール国内でも屈指の美しさを誇ります。



池、バンカーが巧みに配置されており、日本のコースではなかなか見られないようなかなりの難易度です。ゴルフ好きな方には是非挑戦していただきたいコースです。

空分補給の要素としては、何と言っても空港に着陸していく飛行機を間近で見られ

MHM Asian Legal Insights

ること。北寄りの風が吹いている日ですと、600～700 フィート（約 200 メートル。東京タワーよりも低い！）上空をひっきりなしに飛行機が通過していきます。写真にも飛行機（チャイナエアラインの A330）が写っていますが、肉眼で見ると写真以上の迫力です。

(3) チャンギ・ビーチ・パーク

空港北側にあるジョホール海峡にある公園です。現地では有名なイースト・コースト・パークと比べると規模には劣るものの、写真のとおりに週末は結構な賑わいを見せています。この公園のすぐ近くには、チャンギビレッジという小さな街があり、ここのホーカーセンターは穴場スポットです。



空分補給の要素としては、こちらも空港に着陸していく飛行機。南寄りの風が吹いている日には、ラグーナ・ナショナルと同じくらいの迫力の飛行機を楽しめます。ラグーナ・ナショナルと違って、ゴルフをやらなくてもふらっとバスで行けるのも魅力です。

(4) シンガポール航空トレーニングセンター

空分補給以外の要素は全くない場所ですが、当職の一押しスポットです。2020 年の末にオープンイベントがあり、私は幸運にもチケットを手に入れることができました（発売開始後数分で売り切れたようです）。避難訓練の施設や、機内のモックアップ、フルフライトシミュレータ（FFS）まで見ることができ、マニアとしては垂涎ものでした（残念ながら写真の公開に制限があったので、こちらには載せられません）。アルコール好きの方向けには、ファーストクラス、ビジネスクラスで提供されるワインの試飲会もあったようです。



コロナ禍の特別のイベントだったようで、2021 年以降には開かれていないようですが、FFS 体験の抽選に外れてかなり悔しい思いをした私としては、是非もう一度開催して欲しいところです。

今度シンガポールにいらしたときには、いつもとちょっと違う角度から空港や周辺スポットを楽しませてはいかがでしょうか。あなたも空の魅力に取りつかれるかもしれません。

（弁護士 内田 義隆）

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー [『グローバルデータコンプライアンス～世界各国のデータ保護法の最新動向～（2022年11月・12月）』](#)

視聴期間 2022年11月2日（水）～2023年3月31日（金）配信

講師 岡田 淳、田中 浩之、竹内 哲、森 規光、西尾 賢司、細川 怜嗣、北山 昇

主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

NEWS

- **Chambers Global 2023 にて高い評価を得ました**

Chambers Global 2023 にて当事務所は日本における以下の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。

さらにタイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）及び中国においても以下の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

- ・ Banking & Finance (Band 1)
- ・ Capital Markets (Band 1)
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives (Band 1)
- ・ Corporate/M&A (Band 1)
- ・ Dispute Resolution (Band 1)
- ・ Intellectual Property (Band 2)
- ・ International & Cross-Border Capabilities (Japanese Firms) (Band 1)
- ・ International Trade (Band 1)

THAILAND

- ・ Banking & Finance (Band 2)
- ・ Corporate/M&A (Band 2)
- ・ Projects & Energy (Band 1)

MYANMAR

- ・ General Business Law (Band 2)

MHM Asian Legal Insights

弁護士

JAPAN

- ・ Banking & Finance
佐藤 正謙、青山 大樹、小林 卓泰
- ・ Capital Markets
鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光、田井中 克之
- ・ Capital Markets: J-REITs
尾本 太郎、藤津 康彦
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives
佐藤 正謙、江平 享
- ・ Corporate/M&A
棚橋 元、石綿 学、松村 祐土、大石 篤史、小島 義博、林 宏和、紀平 貴之、
松下 憲
- ・ Corporate/M&A: Expertise based abroad in Myanmar
武川 丈士
- ・ Dispute Resolution
関戸 麦、飯田 耕一郎
- ・ Dispute Resolution: International
ダニエル・アレン
- ・ Intellectual Property
三好 豊、岡田 淳
- ・ International Trade
石本 茂彦、梅津 英明、宮岡 邦生

CHINA

- ・ Intellectual Property (International Firms) : Expertise based abroad in Japan
小野寺 良文

THAILAND

- ・ Banking & Finance
ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウオン
- ・ Corporate/M&A
アカラポン・ピチェードヴァニチョーク、ヌアンポーン・ウェークスワナラック
- ・ Projects & Energy
ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウオン

MHM Asian Legal Insights

MYANMAR

- General Business Law: Foreign expert in Japan

武川 丈士

- General Business Law

キンチョー・チャー、武川 丈士、ウィン・ナイン

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com